

【ドイツ】テロ対策法の期限延長

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 2002 年のテロ対策法は、情報機関に対して、金融機関や航空会社等から個人情報入手できる権限を時限的に与えた。2012 年 1 月 10 日から施行されている連邦憲法擁護法等を改正する法律により、この規定は更に 4 年延長されることになった。

テロ対策法をめぐる経緯

ドイツでは、2001 年 9 月 11 日のアメリカの同時多発テロ事件等を受けて、テロ対策のための数々の立法措置がとられてきた。そのうちの 1 つとして、2002 年に当時の SPD（社会民主党）と緑の党の連立政権により、テロ対策法（BGBl. I 2002 S.361）が制定された。同法は、連邦憲法擁護法や軍事諜報局法、連邦情報局法等の法令を改正するものであった。同法の主要な内容は、連邦憲法擁護庁、軍事諜報局、連邦情報局の 3 つの連邦の情報機関に対して、国際テロ対策のために航空会社、金融機関、郵便局、通信会社から必要な個人情報入手する権限を与えたことであった。これらの規定は、基本権を著しく制限するものであり、当初は 5 年間の時限措置であった。2007 年に、CDU/CSU（キリスト教民主・社会同盟）と SPD の連立政権は、テロ対策法補充法（以下「補充法」）（BGBl. I 2007 S.2）を制定し、2005 年のテロ対策法の評価結果に基づいて当該規定の期限を 5 年延長した。

この期限が 2012 年 1 月 10 日に切れることになっていたため、現在の CDU/CSU と FDP（自由民主党）の連立政権は、当該期限を更に延長すべきかどうかについて 2011 年に検討を行った。当初、フリードリヒ連邦内務相（CSU）は、当該規定を無期限とするべきだと主張し、ロイトホイサー＝シュナレンベルガー連邦法務相（FDP）は、個別の規定を丹念に検証して決定するべきだと主張したため、連立与党内で意見が分かれていた。しかし、2011 年 6 月に妥協が見出され、連邦憲法擁護法等を改正する法律（BGBl. I S.2576）が制定され、2012 年 1 月 10 日に施行された。

連邦憲法擁護法等を改正する法律の概要

連立与党間の妥協により、国際テロ対策のための規定は、更に 4 年間延長されることになった。（補充法第 10 章）。

国際テロ対策のための情報機関の権限に関する主要な規定は連邦憲法擁護法に置かれ、連邦憲法擁護法の当該規定が軍事諜報局法及び連邦情報局法において準用される。以下においては、連邦憲法擁護法の改正を中心に述べる。

・情報入手の要件等

連邦憲法擁護法の改正は、2009 年の法執行の実績の評価に基づいており、この間に適用されなかった規定は廃止されることになった。廃止された点は、主に、①連邦憲

法擁護庁は、テロ対策のために郵便局からも個人情報を入力することが可能であったが、「郵便局」は削られた（連邦憲法擁護法第 8a 条）、②テロを防止するために住居に立ち入る秘密捜査官が、自己防衛のために、録音録画の技術的手段を密かに使うことが許されていたが、この規定が削られた（同法第 9 条）ことである。

連邦憲法擁護庁が航空会社や金融機関等から個人情報を入力する際の要件は、厳格化され、従来、テロ等の重大な危険があるという「事実に基づく根拠」がある場合に連邦憲法擁護庁は個人情報を入力するための照会をすることができたが、「具体的な事実」がある場合に制限された。また、従来、連邦憲法擁護庁は、個別の航空会社又は金融機関に対して照会をしなければならなかったが、複数の航空会社の情報を登載するコンピューターシステムを運営する会社又は連邦税務局に対して情報を照会することができるようになった（同法第 8a 条）。情報提供の照会を受けた機関は、それを理由として当該者を不利益に扱うこと（口座の解約等）が禁止された（同法第 8b 条第 5 項）。提供されたデータの保管期間は、15 年から 10 年に短縮された（同法第 12 条）。

・議会の監視

一般的に、情報機関は警察と違い、裁判所ではなく議会の監督を受ける。情報機関は、基本法第 10 条制限法により、テロ等の特定の刑法違反があるという事実に基づく根拠がある場合に、通信を監視したり、郵便物を開封・検閲したりすることができる。その場合には、情報機関の長が連邦内務省に対して申請し、連邦内務省が命令する。連邦内務省は、毎月、当該命令について、連邦議会に設置された基本法第 10 条審査会に事前に報告する。同審査会は、独立の組織として、通信の秘密を制限するような情報機関の個別の措置の適否を判断する。2002 年のテロ対策法により、連邦憲法擁護庁が郵便局又は通信会社から個人情報を入力する場合に、連邦内務省が同審査会に事前に報告する旨が定められたが、今回の改正により、航空会社又は金融機関から個人情報を入力する場合にも同審査会に報告することとされ（郵便局は削除）、議会による監視が強化された（同法第 8b 条第 2 項）。

・テロ対策の規定の評価

連邦政府は、2016 年 1 月 10 日までに、複数の専門家の意見を聞いてテロ対策のための規定を評価する。評価の際には、基本権制限の頻度と影響、及び、事実に基づいてテロ対策のための有効性を考慮することが定められた（連邦憲法擁護法等を改正する法律第 9 章）。

参考文献

- ・Gesetz zur Änderung des Bundesverfassungsschutzgesetzes vom 7. Dezember 2011 (BGBl. I S.2576).
- ・渡邊斉志「ドイツにおけるテロリズム対策の現況」『外国の立法』228 号, 2006.5, pp.133-144.
- ・渡邊斉志「ドイツにおける議会による情報機関の統制」『外国の立法』230 号, 2006.11, pp.124-128.